

公告第 9 号

浪江農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

浪江町の住民は、令和7年3月4日までに、浪江町に当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画に対して異議があるときは、令和7年3月4日の翌日から起算して15日以内に浪江町にこれを申し出ることができる。

令和7年2月3日

浪江町長 吉田 栄光



- 1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面の縦覧期間
自 令和7年2月3日
至 令和7年3月4日

- 2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面の縦覧場所
浪江町役場 農林水産課
浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2

- 3 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送、持参、ファックス及び電子メールによる提出とする。意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

提出先：浪江町役場 農林水産課

- 4 意見書の処理等

意見書については、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

- 5 異議申出の方法等

異議の申出は書面により行うこととし、日本語に限り、郵送、持参、ファックス及び電子メールによる提出とする。個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては異議を申し出ることができない。

提出先：浪江町役場 農林水産課